

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

	改 正 案	現 行
	目次	目次
	第一章～第五章 (略) 第六章 信用リスクの標準的手法 第一節～第三節 (略) 第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引 (第七十九条～第七十九条の四の六)	第一章～第五章 (略) 第六章 信用リスクの標準的手法 第一節～第三節 (略) 第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引 (第七十九条～第七十九条の四)
	第四節の二・第五節 (略) 第七章～第十一章 (略) 附則	第四節の二・第五節 (略) 第七章～第十一章 (略) 附則
2 (略)	(与信相当額の算出)	(与信相当額の算出)
	第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十九条の四の六までに定めるところによりカリカレント・エクスボージャー方式、標準方式又は期待エクスボージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。	第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十九条の四までに定めるところによりカリカレント・エクスボージャー方式、標準方式又は期待エクスボージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

3

標準的手法採用行が第七十九条の四から第七十九条の四の六までに定めるところにより期待エクスボージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスボージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十九条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスボージャー方式)

第七十九条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスボージャー方式を用いる場合には、ネッティング・セツト（当該ネッティング・セツトに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第七十九条の四の三第十一号及び第一百五十八条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する純効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる純効EPEは第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セツトを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める純効EPEの算出に当たつて、当該満期までの間に同号の△ $t^{-k}$ で加重平均した純効EPEを用いるものとする。

3

標準的手法採用行が第七十九条の四に定めるところにより期待エクスボージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスボージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十九条の四までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスボージャー方式)

第七十九条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスボージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

$$\text{引信相当額} = \alpha \times \text{実効EPE}$$

$\alpha$ は、1.4(ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な $\alpha$ を用いることとする。)

$$\text{実効EPE} = \frac{\sum_{k=1}^n \text{実効EE}_{t_k} \times \Delta t_k}{n}$$

nは、 $t_n$ が一年となるようn

$\Delta t_k$ は、 $t_k - t_{k-1}$

$$\text{実効EE}_{t_k} = \max(\text{実効EE}_{t_{k-1}}, \text{EE}_{t_k})$$

E<sub>EE<sub>t\_k</sub></sub>は、将来の時点 $t_k$ における、内部モデルにより推計されたエクスポートジヤーの額の平均(以下「期待エクスポートジヤー」という。)。ただし、実効EE<sub>t\_0</sub>は、カレント・エクスポートジヤー(期待エクスポートジヤーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百五十八条第六項において同じ。)とする。

3 計算的手法採用(3) 前項第一号に規定するところ、次に掲げる要件を満たしてこの場合には、独自に推計するにふさわしいものとする。

一  $\alpha$ が、すべての取引相手方にに対するリスクポートジヤーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他)の内部管理において利用されてくる資本をいつ、以降の項において同じ。)の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値

(新設)

として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネットディング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たつて、当該満期までの間にこの号の $\Delta t_k$ で加重平均したEPEを用いるものとする。

$$EPE = \frac{\sum_{k=1}^n E E_{t_k} \times \Delta t_k}{n}$$

nは、 $t_n$ が一年となるようなn

$\Delta t_k$ は、 $t_k - t_{k-1}$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスボージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 標準的手法採用行は、ネットディング・セットに係る取引相手方にに対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスボージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対しても担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスボージャー計測モデル（期待エクスボージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する

（新設）

EE<sub>t\_k</sub>に代えて、EE<sub>t\_k</sub>を用いることにより同項第一号に規定する  
審効FPFを計算する方法を使用する」とができる。

大効止口不言語注一之二（清江作月）

5 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる

卷之二

客のニセイ、いざれが小さい客を第二項第二号に掲げる美利坚合衆国へする方法を使用する」とがである。

**担保額**（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対しても、担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポートの額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\overline{\Delta E = E_{t_{\text{mp}}} - E_{t_{\text{o}}}}$$

E<sub>t<sub>mp</sub></sub>は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値流れにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットディング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットディング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポート

EETは、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から損

保の提供を受けた時点の期待エクスポート

二 マニッシュ・アガリーヌの影響がは、反対の影響の事だ。

EPE

(新設)

(承認申請書の提出)

第七十九条の四の二 期待エクスボージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2| 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスボージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスボージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3| 前項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスボージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスボージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第七十九条の四の三 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使

(新設)

(新設)

用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポートの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポート管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポートの管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスポート方式の適用対象となるエクスポートの額と期待エクスポート方式の計測モデルから算出される期待エクスポートの比較の結果に基づき、期待エクスポート計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレステスト（期待エクスポート計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポートの額と期待エクスポートの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポート計測モデルの正確性が、期待エクスポート管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポート計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポート計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に

よつて期待エクスポートオージャー計測モデルの正確性が失われるおそれがある場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポートオージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テスティングに加え、銀行のポートフォリオと期待エクスポートオージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポートオージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第百七条第二項第三号及び第二百七十四条第二項第五号において同じ。）が期待エクスポートオージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポートオージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポートオージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポートオージャーに係る信用リスクの計測過程について原

則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスボージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスボージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第七十九条の四の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、

(新設)

当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七十九条の四の五 金融庁長官は、期待エクスポート・ジャーワイ方の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十九条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第七十九条の四の六 期待エクスポート・ジャーワイ方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポート・ジャーワイ方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート・ジャーワイ方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート・ジャーワイ方式を適用しない旨を第七十九条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート・ジャーワイ方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポート・ジャーワイ方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて重要な派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポート・ジャーワイ方式を適用しないことができる。

(新設)

(新設)

(変更に係る届出)

第九十八条 自行推計ボラティリティ調整率の使用について第九十五条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第一百七条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

(変更に係る届出)

第九十八条 自行推計ボラティリティ調整率の使用について第九十五条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第一百七条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第二百七十四条において同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四～六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

第一百十条 エクスボージャー変動額推計モデルの使用について第百五

第一百十条 エクスボージャー変動額推計モデルの使用について第百五

条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百四十四条 内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第一百五十七条 (略)

2～4 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百五十八条 (略)

条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百四十四条 内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第一百五十七条 (略)

2～4 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百五十八条 (略)

6 内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポート・セイ・エイ・アドについて第七十九条の四から第七十九条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポート・セイ・エイ・アドの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチヨリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチヨリティとし、同号に掲げる実効EE<sub>t<sub>k</sub></sub>は第一号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチヨリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

$$\overline{\text{実効マチヨリティ}(\mathbf{M})} = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効EE}_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効EE}_{t_k} \times \Delta t_k}$$

d f<sub>k</sub>は、将来の期間t<sub>k</sub>にわたるリスクフリー・レートによる割引率

E E<sub>t<sub>k</sub></sub>は、将来の時点t<sub>k</sub>における期待エクスポート・セイ・エイ・アド(エクスポート・セイ・エイ・アド)はカレント・エクスポート・セイ・エイ・アドとする。)  
mは、エクスポート・セイ・エイ・アドの額を計測する将来の時点t<sub>k</sub>のうち、一年を超えない最後の時点をt<sub>m</sub>としたときのm  
nは、エクスポート・セイ・エイ・アドの額を計測する将来の時点t<sub>k</sub>のうち、満期の時点を超えない最後の時点をt<sub>n</sub>としたときのn

二 実効EE<sub>t\_k</sub> = max(実効EE<sub>t\_{k-1}</sub>, EE<sub>t\_k</sub>)

寒効EE<sub>t\_0</sub>は、カレント・エクスボージャー

7 前項の規定にかかるらず、ネットディング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットディング・セットを一のエクスボージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百六十五条 (略)

2 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百四十三条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

(エクスボージャーの厚さ (T))

(新設)

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百六十五条 (略)

2 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百四十三条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

(エクスボージャーの厚さ (T))

第二百六十条 (略)

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第七十九条から第七十九条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百条 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百九条 粗利益配分手法を用いる銀行は、次の各号のいずれかに

第二百六十条 (略)

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第七十九条から第七十九条の四までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百条 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百九条 粗利益配分手法を用いる銀行は、次の各号のいずれかに

該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百六条 先進的計測手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百六条 先進的計測手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 （略）	第一章～第三章 （略）
第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法
第一節～第三節 （略）	第一節～第三節 （略）
第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条～第五 十一条の四の六）	第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条～第五 十一条の四）
第四節の二・第五節 （略）	第四節の二・第五節 （略）
第五章～第九章 （略）	第五章～第九章 （略）
附則	附則
（与信相当額の算出）	（与信相当額の算出）
第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十七条の四の六までに定めるところによりカリカレント・エクスポート・ジャーワイ方式、標準方式又は期待エクスポート・ジャーワイ方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。	第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十七条の四までに定めるところによりカリカレント・エクスポート・ジャーワイ方式、標準方式又は期待エクスポート・ジャーワイ方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。
2 (略)	2 (略)

3

標準的手法採用行が第五十七条の四から第五十七条の四の六までに定めるところにより期待エクスボージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスボージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスボージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスボージャー方式を用いる場合には、ネッティング・セツト（当該ネッティング・セツトに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十七条の四の三第十一号及び第一百三十六条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する満効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる満効EPEは第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セツトを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める満効EPEの算出に当たつて、当該満期までの間に同号の $\Delta t$ で加重平均した満効EPEを用いるものとする。

3

標準的手法採用行が第五十七条の四に定めるところにより期待エクスボージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスボージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスボージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスボージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

$$\text{引信相当額} = \alpha \times \text{実効EPE}$$

αは、1.4(ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なαを用いることとする。)

$$\overline{\text{実効EPE}} = \frac{\sum_{k=1}^n \text{実効EPE}_{t_k} \times \Delta t_k}{n}$$

nは、 $t_n$ が一年となるようn

$\Delta t_k$ は、 $t_k - t_{k-1}$

$$\overline{\text{実効EPE}_{t_k}} = \max(\text{実効EPE}_{t_{k-1}}, \text{EPE}_{t_k})$$

EPE<sub>t\_k</sub>は、将来の時点 $t_k$ における、内部モデルにより推計されたエクスポートジヤーの額の平均(以下「期待エクスポートジヤー」という。)。ただし、実効EPE<sub>t\_0</sub>は、カレント・エクスポートジヤー(期待エクスポートジヤーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百三十六条第六項において同じ。)とする。

3 計算的手法採用(ただし、前項第一号に規定する限りにて、次に掲げる要件を満たしてこの場合には、独自に推計する)がやめる。ただし、推計したαが「1」を下回る場合は、αは「1」とする。

αが、すべての取引相手方にに対するリスクポートジヤーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他)の内部管理において利用されてくる資本をいい。以下の項において同じ。)の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値

(新設)

として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たつて、当該満期までの間にこの号の $\Delta t_k$ で加重平均したEPEを用いるものとする。

$$EPE = \frac{\sum_{k=1}^n E E_{t_k} \times \Delta t_k}{n}$$

nは、 $t_n$ が一年となるようなn

$\Delta t_k$ は、 $t_k - t_{k-1}$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスボージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 標準的手法採用行は、ネッティング・セットに係る取引相手方にに対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスボージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対しても担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスボージャー計測モデル（期待エクスボージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する

（新設）

EE<sub>t\_k</sub>とEE<sub>t\_0</sub>を用いることにより回頭第一取引に規定する実効EPEを計測する方法を使用する」とがであります。

5 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代え、次に掲げる額のうち、ござれか小やこ額を第一項第一号に掲げる実効EPEとする方法を使用する」とがであります。

一 闊値（マージン・アグリーメントにおける取引相手方に対する担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスプローバーの額をこう。）に次の算式によつて算出せられたアドオンを加えた額

$$\text{アドオン} = \text{EE}_{t_m} - \text{EE}_{t_0}$$

EE<sub>t\_m</sub>は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットディング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットディング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポージャー

EE<sub>t\_0</sub>は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

一 マージン・アグリーメントの影響がなこと仮定した場合の実効EPE

(新設)

(承認申請書の提出)

第五十七条の四の二 期待エクスボージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行持株会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 連結自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスボージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用

が承認の基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスボージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスボージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスボージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十七条の四の三 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使

(新設)

(新設)

用について第五十七条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスボージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスボージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスボージャー管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスボージャー方式の適用対象となるエクスボージャーの額と期待エクスボージャー計測モデルから算出される期待エクスボージャーの比較の結果に基づき、期待エクスボージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスボージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスボージャーの額と期待エクスボージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスボージャー計測モデルの正確性が、期待エクスボージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に

よつて期待エクスポートオージャー計測モデルの正確性が失われるおそれがある場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポートオージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テスティングに加え、銀行持株会社のポートフォリオと期待エクスポートオージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポートオージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第八十五条第二項第三号及び第二百五十二条第二項第五号において同じ。）が期待エクスポートオージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポートオージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポートオージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポートオージャーに係る信用リスクの計測過程について原

則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスボージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスボージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十七条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十七条の四の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、

(新設)

当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十七条の四の五 金融庁長官は、期待エクスポート・ジャーワイ方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十七条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十七条の四の六 期待エクスポート・ジャーワイ方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポート・ジャーワイ方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート・ジャーワイ方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート・ジャーワイ方式を適用しない旨を第五十七条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート・ジャーワイ方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポート・ジャーワイ方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、信用リスク・アセツトの額を算出するに当たつて重要な派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポート・ジャーワイ方式を適用しないことができる。

(新設)

(新設)

(変更に係る届出)

第七十六条 自行推計ボラティリティ調整率の使用について第七十三条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十五条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

(変更に係る届出)

第七十六条 自行推計ボラティリティ調整率の使用について第七十三条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十五条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第二百五十二条において同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四・六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

第八十八条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第八

第八十八条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第八

十三条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百二十二条 内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第一百三十五条 (略)

2～4 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百三十六条 (略)

十三条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百二十二条 内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第一百三十五条 (略)

2～4 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百三十六条 (略)

6 内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポート・セイ・EADについて第五十七条の四から第五十七条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポート・セイの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチヨリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチヨリティとし、同号に掲げる実効EE<sub>t\_k</sub>は第一号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチヨリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

$$\overline{\text{実効マチヨリティ}(\mathbf{M})} = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効EE}_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効EE}_{t_k} \times \Delta t_k}$$

引率  
d f<sub>k</sub>は、将来の期間 t<sub>k</sub>にわたるリスクフリー・レートによる割

E E<sub>t\_k</sub>は、将来の時点 t<sub>k</sub>における期待エクスポート・セイ（ただし、E E<sub>t\_0</sub>はカレント・エクスポート・セイとする。）  
mは、エクスポート・セイの額を計測する将来の時点 t<sub>k</sub>のうち、一年を超えない最後の時点を t<sub>m</sub>としたときの m  
nは、エクスポート・セイの額を計測する将来の時点 t<sub>k</sub>のうち、満期の時点を超えない最後の時点を t<sub>n</sub>としたときの n

二 実効EE<sub>t\_k</sub> = max(実効EE<sub>t\_{k-1}</sub>, EE<sub>t\_k</sub>)

実効EE<sub>t\_0</sub>は、カレント・エクスボージャー

7 前項の規定にかかるらず、ネットディング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットディング・セットを一のエクスボージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十三条 (略)

2 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百二十二条 第二百七条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

1 (略)

(エクスボージャーの厚さ (T))

(新設)

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十三条 (略)

2 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百二十二条 第二百七条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

1 (略)

(エクスボージャーの厚さ (T))

第二百三十八条 (略)

2 エクスポート・ジャマーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポート・ジャマーの計算においては第五十七条から第五十七条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百五十六条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百七十八条 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百八十七条 粗利益配分手法を用いる銀行持株会社は、次の各号

第二百三十八条 (略)

2 エクスポート・ジャマーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポート・ジャマーの計算においては第五十七条から第五十七条の四までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百五十六条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百七十八条 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百八十七条 粗利益配分手法を用いる銀行持株会社は、次の各号

のいづれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2  
(略)

(変更に係る届出)

第二百九十四条 先進的計測手法採用行は、次の各号のいづれかに該当したこととなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2  
(略)

(変更に係る届出)

第二百九十四条 先進的計測手法採用行は、次の各号のいづれかに該当したこととなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2  
(略)

のいづれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 （略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条～第七十六条の六）</p> <p>第五節・第六節 （略）</p> <p>第七章～第十一章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十六条の六までに定めるところによりカレント・エクスボージャー方式、標準方式又は期待エクスボージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 （略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条～第七十六条）</p> <p>第五節・第六節 （略）</p> <p>第七章～第十一章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十六条までに定めるところによりカレント・エクスボージャー方式、標準方式又は期待エクスボージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

3 標準的手法採用金庫が第七十六条から第七十六条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポート方式)

第七十六条 (略)

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポート方式を用いる場合には、ネットティング・セツト（当該ネットティング・セツトに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第七十六条の三第十一号及び第一百五十七条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する總額EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる總額EPEは第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットティング・セツトを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める總額EPEの算出に当たつて、当該満期までの間に同号の $\Delta t_k$ で加重平均した總額EPEを用いるものとする。

3 標準的手法採用金庫が第七十六条に定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポート方式)

第七十六条 (略)

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポート方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

$$\text{引信相当額} = \alpha \times \text{実効EPE}$$

$\alpha$ は、1.4(ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な $\alpha$ を用いることとする。)

$$\overline{\text{実効EPE}} = \frac{\sum_{k=1}^n \text{実効EE}_{t_k} \times \Delta t_k}{n}$$

nは、 $t_n$ が一年となるようn

$$\Delta t_k \text{は、} t_k - t_{k-1}$$

$$\overline{\text{実効EE}_{t_k}} = \max(\text{実効EE}_{t_{k-1}}, \text{EE}_{t_k})$$

E $E_{t_k}$ は、将来の時点 $t_k$ における、内部モデルにより推計されたエクスポートジヤーの額の平均(以下「期待エクスポートジヤー」という。)。ただし、実効E $E_{t_0}$ は、カレント・エクスポートジヤー(期待エクスポートジヤーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットイング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百五十七条第六項において同じ。)とする。

3-  
標準的仕法採用金庫は、前項第一号に規定する限り、次に掲げる要件を満たしてゐる場合には、独自に推計するにいたる。ただし、推計した $\alpha$ が $-1\cdot1$ を下回るときは、 $\alpha$ は $-1\cdot1$ とする。

αが、すべての取引相手方にに対するリスクポートジヤーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用やるべき資本をいう。以下この項において同じ。)の

(新設)

額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta t_k$ で加重平均したEPEを用いるものとする。

$$EPE = \frac{\sum_{k=1}^{n-1} E E_{t_k} \times \Delta t_k}{\Delta t_k}$$

nは、 $t_n$ が一年となるようなn

$$\Delta t_k \text{は、 } t_k - t_{k-1}$$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握している」と。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4)

標準的手法採用金庫は、ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方にに対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担

(新設)

保による効果を反映してくる場合には、第一項第二号に規定する実効EE<sub>t\_k</sub>に代えて、EE<sub>t\_1</sub>を用いてより回頭第一号に規定する実効EPEを計測する方法を用いることがやむを得ない。

5 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げた額のうち、こずれか小さい額を第一項第一号に掲げる実効EPEとする方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対するロクスボーグ保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するロクスボーグヤーの額をこつ。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\text{アドオン} = EE_{t_m} - EE_{t_0}$$

EE<sub>t\_m</sub>は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットディング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットディング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポート

EE<sub>t\_0</sub>は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポート

一 マージン・トグローバルの影響が起こる仮定した場合の実効

(新設)

## (承認申請書の提出)

第七十六条の二 期待エクスボージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 三 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。理由書
- 四 期待エクスボージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 六 前項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 期待エクスボージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日
  - 二 期待エクスボージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(新設)

(承認の基準)

第七十六条の三 金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について第七十六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる

基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポート方式の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポート方式管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポート方式管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスポート方式の適用対象となるエクスポート方式の額と期待エクスポート方式計測モデルから算出される期待エクスポート方式の比較の結果に基づき、期待エクスポート方式計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレステスト（期待エクスポート方式計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポート方式の額と期待エクスポート方式の差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポート方式の正確性が、期待エクスポート方式管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポート方式計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後

(新設)

定期的に、かつ、期待エクスポートジヤー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポートジヤー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポートジヤー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テスティングに加え、信用金庫又は信用金庫連合会のポートフォリオと期待エクスポートジヤー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポートジヤー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 理事（法第三十二条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。）

）が期待エクスポートジヤーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポートジヤー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポートジヤー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポートジヤーに係る信用リスクの計測過程について原

則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスボージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスボージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十六条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第七十六条の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならぬ。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は

(新設)

、当該標準的手法採用金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七十六条の五 金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十六条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第七十六条の六 期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポート方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート方式を適用しない旨を第七十六条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて重要な派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポート方式を適用しないことができる

(新設)

(新設)

（変更に係る届出）

第九十六条　自金庫推計ボラティリティ調整率の使用について第九十三条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（三）（略）

2（略）

（エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第一百五条　（略）

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

三　標準的手法採用金庫の理事がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四（六）（略）

3・4　（略）

（変更に係る届出）

第一百八条　エクスボージャー変動額推計モデルの使用について第百三条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該

（変更に係る届出）

第九十六条　自金庫推計ボラティリティ調整率の使用について第九十三条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一（二）（略）

2（略）

（エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第一百五条　（略）

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

三　標準的手法採用金庫の理事（法第三十二条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四（六）（略）

3・4　（略）

（変更に係る届出）

第一百八条　エクスボージャー変動額推計モデルの使用について第百三条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該

当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百四十二条 内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第一百五十六条 (略)

2～4 (略)

5 第七十三条から第七十六条の六までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百五十七条 (略)

2～5 (略)

当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百四十二条 内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第一百五十六条 (略)

2～4 (略)

5 第七十三条から第七十六条までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百五十七条 (略)

2～5 (略)

内部格付手法採用金庫の事業法人等向けエクスポート・ジャーワ EA  
Dについて第七十六条から第七十六条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポート・ジャーワの信用リスク・アセットの額の算式に用いられるマチヨリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチヨリティとし、同号に掲げる実効EE<sub>t<sub>k</sub></sub>は第一号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチヨリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

$$\overline{1} \quad \text{実効マチヨリティ}(M) = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効EE}_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効EE}_{t_k} \times \Delta t_k}$$

$$\times d f_k$$

$\Delta t_k$ は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 $t_k$ におけるリスクフリー・レートによる割引率

EE<sub>t<sub>k</sub></sub>は、将来の時点 $t_k$ における期待エクスポート・ジャーワ (ただし、EE<sub>t<sub>0</sub></sub>はカレント・エクスポート・ジャーワとする。)

mは、エクスポート・ジャーワの額を計測する将来の時点 $t_k$ のうち、一年を超えない最後の時点を $t_m$ としたときのm

nは、エクスポート・ジャーワの額を計測する将来の時点 $t_k$ のうち、満期の時点を超えない最後の時点を $t_n$ としたときのn

$$\overline{1} \quad \text{実効EE}_{t_k} = \max(\text{実効EE}_{t_{k-1}}, \text{EE}_{t_k})$$

7

前項の規定にかかわらず、ネットディング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットディング・セットを一のエクスボージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

規則EE<sub>1</sub>は、カレント・エクスボージャー

(新設)

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百六十四条 (略)

2~4 (略)

5 第七十三条から第七十六条の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百四十三条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

1~3 (略)

(エクスボージャーの厚さ (T))

第一百六十条 (略)

5

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百六十四条 (略)

2~4 (略)

5 第七十三条から第七十六条までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百四十三条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

1~3 (略)

(エクスボージャーの厚さ (T))

第一百六十条 (略)

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第七十三条から第七十六条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2  
(略)

(変更に係る届出)

第三百条 シナリオ法の使用についての承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2  
(略)

(変更に係る届出)

第三百九条 粗利益配分手法を用いる信用金庫又は信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第七十三条から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2  
(略)

(変更に係る届出)

第三百条 シナリオ法の使用についての承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2  
(略)

(変更に係る届出)

第三百九条 粗利益配分手法を用いる信用金庫又は信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、

その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2  
(略)

(変更に係る届出)

第三百六条 先進的計測手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2

その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2  
(略)

(変更に係る届出)

第三百六条 先進的計測手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2  
(略)

- 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改 正 案	現 行
<b>目次</b> 第一章～第三章 （略） 第四章 信用リスクの標準的手法 第一節～第三節 （略） 第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十 三条の六） 第五節・第六節 （略） 第五章～第八章 （略） 附則  （与信相当額の算出）	<b>目次</b> 第一章～第三章 （略） 第四章 信用リスクの標準的手法 第一節～第三節 （略） 第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十 三条） 第五節・第六節 （略） 第五章～第八章 （略） 附則  （与信相当額の算出）
第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信 相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレ ント・エクスポート方式、標準方式又は期待エクスポート方式 方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国 為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。	第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信 相当額は、次条から第五十二条までに定めるところによりカレント ・エクスポート方式、標準方式又は期待エクスポート方式 を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替 関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる

2

(略)

3 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十三条から第五十三  
条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用い  
る場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外  
の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を  
算出することができる。

4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合  
には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十二条の  
六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポート方式)

第五十三条

(略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポート方  
式を用いる場合には、ネットティング・セツト（当該ネットティング・  
セツトに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下こ  
の条、第五十三条の二第十一号及び第二百三十二条第七項において同  
じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲  
げる算式の算出に要する満期EPEは第二号に掲げる算式により、  
同号に掲げる満期EPEは第三号に掲げる算式により算出される額  
とする。ただし、当該ネッティング・セツトを構成するすべての取  
引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定め  
る満期EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号の△t<sub>k</sub>

2

(略)

3 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十三条に定めるとこ  
ろにより期待エクスポート方式を用いる場合、レポ形式の取引  
及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクス  
ポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合  
には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十二条ま  
での規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポート方式)

第五十三条

(略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポート方  
式を用いる場合には、ネットティング・セツト（当該ネットティング・  
セツトに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下こ  
の条、第五十三条の二第十一号及び第二百三十二条第七項において同  
じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲  
げる算式の算出に要する満期EPEは第二号に掲げる算式により、  
同号に掲げる満期EPEは第三号に掲げる算式により算出される額  
とする。ただし、当該ネッティング・セツトを構成するすべての取  
引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定め  
る満期EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号の△t<sub>k</sub>

や号御用

写信相当額 =  $\alpha \times \text{実効EPE}$

$\alpha$ は、1.4(ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特

徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な $\alpha$ を用いる

こととする。)

$\overline{\text{実効EPE}} = \frac{n}{\sum_{k=1}^n \text{実効EPE}_{t_k}} \times \Delta t_k$

$n$ は、 $t_n$ が一年となるような $n$

$\Delta t_k$ は、 $t_k - t_{k-1}$

$\overline{\text{実効EPE}}_k = \max(\text{実効EPE}_{t_{k-1}}, \text{EPE}_{t_k})$

$EPE_k$ は、将来の時点 $t_k$ における、内部モデルにより推計されたエクスポート・ヤーの額の平均(以下「期待エクスポート・ヤー」という。)。ただし、実効EPE<sub>t<sub>0</sub></sub>は、カレント・エクスポート・ヤー(期待エクスポート・ヤーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネット・イング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいづれか大きい額をいう。第百三十三条第六項において同じ。)とする。

3 標準的手法を採用する適用協定組合等は、前項第一号に規定する

$\alpha$ について、次に掲げる要件を満たしてこの場合には、独自に推計するにいたり得やむを得ない。ただし、推計した $\alpha$ が $1 \cdot 1$ を上回るにいたり $\alpha$ は $1 \cdot 1$ とする。

$\alpha$ が、すべての取引相手方に対するエクスポート・ヤーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理にね

(新設)

いて利用されている資本をいう。以下この項において同じ。)の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネットディング・セツトを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の△ $t_k$ で加重平均したEPEを用いるものとする。

$$EPE = \sum_{k=1}^n E_E t_k \times \Delta t_k$$

nは、 $t_n$ が一年となるようなn

$$\Delta t_k (= t_k - t_{k-1})$$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4

標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットディング・セツトに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モ

(新設)

デル（期待エクスポート・ジャマーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映してくる場合には、第一項第二号に規定する実効E E<sub>t\_k</sub>に代えて、E E<sub>t\_0</sub>を用いなければならない。前項第一号に規定する実効E P Eを計測する方法を使用する」のがやむを得ない。

5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いざれか小さい額を第一項第一号に掲げる実効E P Eとする方法を使用することができる。

一 開値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対する担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポート・ジャマーの額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{t_m} - E E_{t_0}$$

E E<sub>t\_m</sub>は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットディング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットディング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポート・ジャマー

E E<sub>t\_0</sub>は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担

（新設）

保の提供を受けた時点の期待エクスボージャー

- 二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の震効  
EPE

(承認申請書の提出)

第五十三条の二 期待エクスボージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称  
二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

- 3 一 理由書  
二 前項第二号に規定する責任者の履歴書  
三 期待エクスボージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類  
四 期待エクスボージャー方式実施計画  
五 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 前項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 期待エクスボージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日  
二 期待エクスボージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(新設)

(承認の基準)

第五十三条の三 金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について

ついて第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポートの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポート管理部署」という。）が、

信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポート管理部署は、適切なバック・テスティング（過去の期待エクスポート方式の適用対象となるエクスポートの額と期待エクスポート計測モデルから算出される期待エクスポートの比較の結果に基づき、期待エクスポート計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスポート計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポートの額と期待エクスポートの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポート計測モデルの正確性が、期待エクスポート

ジヤー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポート計測モデルが、当該モデルの開発から独

(新設)

立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポート・ボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポート・ボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポート・ボージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テストティングに加え、信用協同組合等のポートフォリオと期待エクスポート・ボージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポート・ボージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 理事（中小企業等協同組合法第三十五条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポート・ボージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポート・ボージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポート・ボージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスボージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスボージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスボージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十三条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

(新設)

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用する  
信用協同組合等は、当該信用協同組合等が承認の基準を満たさない  
事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに  
提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十三条の五 金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十三条の六 期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポート方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な派生商品取引

(新設)

(新設)

又はレポ形式の取引に対して、期待エクスボージャー方式を適用しないことができる。

(変更に係る届出)

第七十三条 自組合推計ボラティリティ調整率の使用について第七十条の承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法を採用する信用協同組合等の理事がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与すること。

四～六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

(変更に係る届出)

第七十三条 自組合推計ボラティリティ調整率の使用について第七十条の承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法を採用する信用協同組合等の理事（中小企業等協同組合法第三十五条に規定する理事をいう。以下同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四～六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

第八十五条 エクスポート変動額推計モデルの使用について第八十条の承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百八十八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポート変動額推計モデルのEAD)

第一百三十二条 (略)

2～4 (略)

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポート変動額推計モデルのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第八十五条 エクスポート変動額推計モデルの使用について第八十条の承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百八十八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポート変動額推計モデルのEAD)

第一百三十二条 (略)

2～4 (略)

5 第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポート変動額推計モデルのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百三十三条

25(略)

内部格付手法を採用する信用協同組合等の事業法人等向けエクスポート・セレクターのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポート・セレクターの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる細則では第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

$$\overline{I} = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効} E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効} E_{t_k} \times \Delta t_k}$$

$$\frac{+\sum_{m=1}^n E_E t_k \times \Delta t_k \times d f_k}{\times d f_k}$$

$$\Delta t_k \neq t_k - t_{k-1}$$

二  
率

$d f_k$  は、将来の期間  $t_k$  にわたるリストアリーレートによる割

E<sub>t\_k</sub>は、将来の時点  $t_k$  における期待エタスボニーシャー(たと

EE<sub>t0</sub>はオレシト・エタスホーリーとする。)

まよ、玉ヲ人ニシヤニの額を計測する将来の時点  $t_k$  のう

nは、エクスポートジャーの額を計測する将来の時点 $t_k$ のうち、

第一百三十三条

(新設)

(略)

満期の時点を超えない最後の時点を  $t_n$  としたときの  $n$

$$\text{二} \quad \overline{\text{実効EE}_{t_k}} = \max(\text{実効EE}_{t_{k-1}}, \text{EE}_{t_k})$$

実効EE<sub>t<sub>0</sub></sub>は、カレント・エクスボージャー

7 | 前項の規定にかかわらず、ネットティング・セットを構成するすべて

ての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットティング・セットを一のエクスボージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十条 (略)

2 (略)

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的

的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百十九条 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

(新設)

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十条 (略)

2 (略)

5 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百十九条 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

(エクスボージャーの厚さ (T))

第二百三十六条 (略)

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百五十三条 粗利益配分手法を用いる信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百六十条 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(エクスボージャーの厚さ (T))

第二百三十六条 (略)

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百五十三条 粗利益配分手法を用いる信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百六十条 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一（略）

2 (略)